

みと 水都だより

第33号



「みとちゃん」

- 応急給水訓練の様子、シリーズ 蛇口をひねれば「水都の水」…………… 1
- 応急給水拠点について…………… 2
- 水戸市管工事業協同組合様より AED を寄贈いただきました…………… 2
- 水質検査の結果（年間平均値）をお知らせします…………… 3
- 水道部からのお知らせ…………… 3、4

発行：水戸市水道部水道総務課
 〒310-0805
 水戸市中央2-7-33水戸第一ビル
 ☎029-231-4115

市民センターに 応急給水器具を配備しました

水戸市水道部では、市内市民センター（全32か所）に折りたたみ式応急給水器具一式（下記参照）を配備し、仮設給水所として給水できるよう整備しました。

災害時の断水等の緊急時には、配備された応急給水器具を、地域住民の方々に組み立てていただき、水戸市管工事業協同組合の組合員がトラック等で、応急給水器具のコンテナに、運搬給水します。



応急給水器具一式配備後の平成27年10月より、各市民センターで、応急給水訓練を行っています。最寄りの市民センターで訓練が行われる際には、ぜひご参加ください。緊急時の円滑な給水活動に向けて、今後ともご協力お願いいたします。



コンテナ（貯水槽）

応急給水栓

専用架台

容量 1,000L

※1日1人3L（飲料水）として、333人分相当

シリーズ

蛇口をひねれば「水都の水」



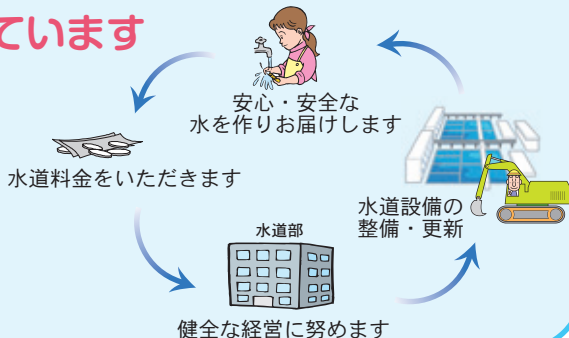
今回は、皆さまに安心・安全な水道水をお届けする水道事業の経営の仕組みをわかりやすく紹介します！

水道事業はお客様の水道料金で成り立っています

水道部では、老朽化した施設・設備の更新、耐震化工事などに取り組んでいきます。

水道水を作ったり、施設を管理したり、水道事業に必要な費用は、お客様から納付された水道料金収入でまかっています。

安心・安全でおいしい水を安定して送り続けるためには、お客様のご理解・ご協力が不可欠です。水道料金の期日内納付をお願いいたします。

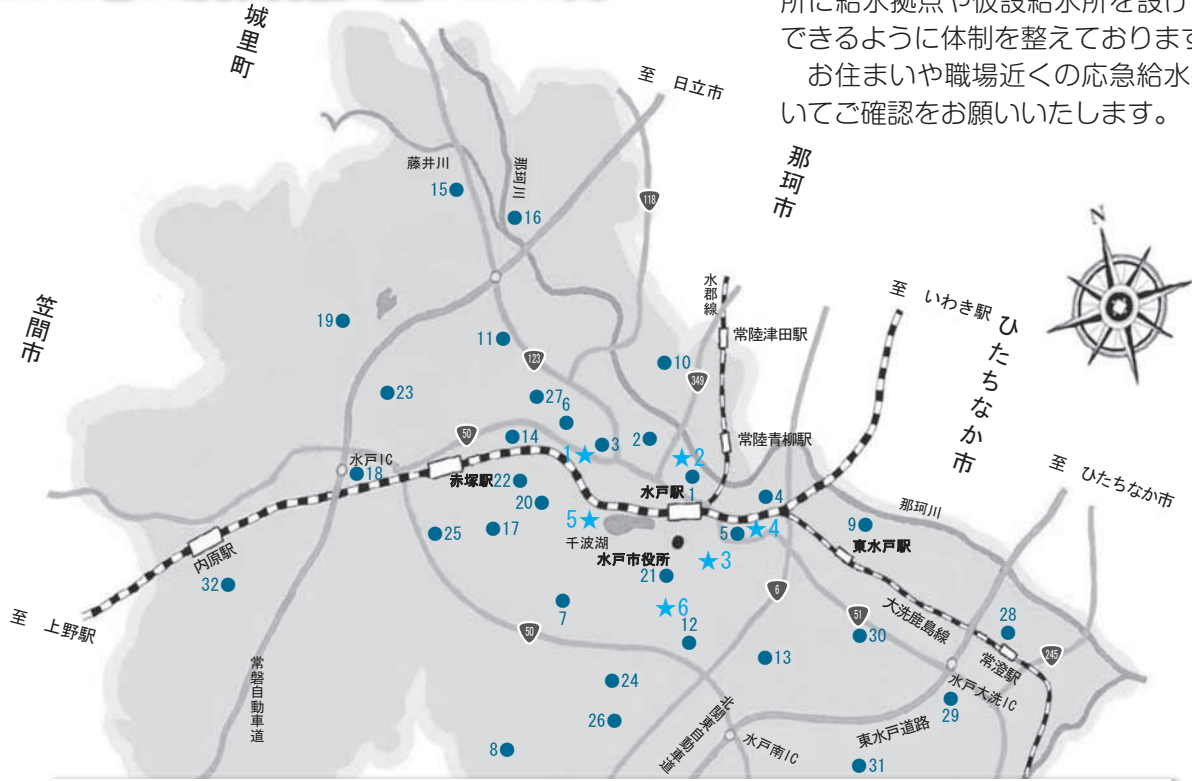


応急給水拠点について

～皆さまもお近くの応急給水拠点を確認してみましょう～

災害時の断水等の緊急時に備え、市内各所に給水拠点や仮設給水所を設け応急給水できるように体制を整えております。

お住まいや職場近くの応急給水拠点についてご確認をお願いいたします。



災害が発生したときは、まず被害状況をよく確認して落ち着いて行動してください。大規模な断水が起きた場合、応急給水拠点にて飲料水をお配りしますので、水を入れる容器をご持参の上、気を付けてお越しください。

★【給水拠点】

蓄えられている、飲料水を配付します。

1	東町運動公園	緑町 2丁目 3-9
2	三の丸緑地	北見町 126-32
3	白梅資材置場	白梅 2丁目 11-10
4	十軒町児童公園	東台 1丁目 11-1
5	偕楽園公園(四季の原)	千波町 2631
6	千波町配水池	千波町 1508-3

●【仮設給水所】

トラック等で運搬してきた飲料水を配付します。

1	三の丸市民センター	三の丸 1-6-60
2	五軒町市民センター	五軒町 1-2-12
3	新荘市民センター	新荘 2-11-2
4	城東市民センター	城東 3-1-47
5	竹隈市民センター	柳町 2-5-8
6	常磐市民センター	西原 1-3-12
7	緑岡市民センター	見川町 2563
8	寿市民センター	平須町 1636
9	上大野市民センター	吉沼町 1768-2
10	柳河市民センター	柳河町 673-1

11	渡里市民センター	堀町 466-7
12	吉田市民センター	元吉田町 1736-5
13	酒門市民センター	酒門町 1374-6
14	石川市民センター	石川 2-4243
15	飯富市民センター	飯富町 4449-8
16	国田市民センター	下国井町 1212-4
17	桜川市民センター	河和田町 2894-4
18	上中妻市民センター	大塚町 1157-1
19	山根市民センター	全隈町 78-1
20	見川市民センター	見川 2-179-1
21	千波市民センター	千波町 1396-4
22	見和市民センター	見和 2-224-1
23	双葉台市民センター	双葉台 2-1-5
24	笠原市民センター	笠原町 358-5
25	赤塚市民センター	河和田 3-2329-3
26	吉沢市民センター	吉沢町 243-3
27	堀原市民センター	新原 1-9-16
28	下大野市民センター	下大野町 6094-1
29	稲荷第一市民センター	大串町 961-1
30	稲荷第二市民センター	栗崎町 1695-4
31	大場市民センター	大場町 2283-1
32	内原中央公民館	内原町 1395-6

水戸市管工事業協同組合様より AED

(自動体外式除細動器) を寄贈いただきました!

平成28年5月30日(月)に、水戸市管工事業協同組合様より、AED(自動体外式除細動器)1台を水戸市に寄贈いただきました。

こちらは、旧常澄浄水場に設置され、地域の住民の方に万一の事態が発生した際には、自由にお使いいただけます。

また、これにより、水道部で所管する有人施設すべてに設置が完了いたしました。



水戸市管工事業協同組合 AED 贈呈式にて

水質検査の結果（年間平均値）をお知らせします！

平成27年度の水質検査の結果は下記の表のとおり、全て水質基準を満たしております。また、水戸市水道部では水道 GLP（※）の認定を取得しており、水質検査結果の精度と信頼性を第三者機関から保証されております。これからも、信頼性の高い水質検査のもとに適正な水質管理を行い、皆様に安心安全な水道水をお届けしてまいります。

【平成27年度 水質検査結果（年間平均）】

	項目	単位	水質基準値	27年度結果
病原微生物	1 一般細菌	(個/ml)	100以下	0
	2 大腸菌		検出されないこと	不検出
重金属	3 カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.003 以下	0.0003未満
	4 水銀及びその化合物	(mg/L)	0.0005以下	0.00005未満
	5 セレン及びその化合物	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	6 鉛及びその化合物	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	7 ヒ素及びその化合物	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	8 六価クロム化合物	(mg/L)	0.05 以下	0.005 未満
無機物質	9 亜硝酸態窒素	(mg/L)	0.04 以下	0.004 未満
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/L)	10 以下	1.15
	12 フッ素及びその化合物	(mg/L)	0.8 以下	0.08 未満
	13 ホウ素及びその化合物	(mg/L)	1.0 以下	0.06
一般有機化学物質	14 四塩化炭素	(mg/L)	0.002 以下	0.0002未満
	15 1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05 以下	0.005 未満
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04 以下	0.004 未満
	17 ジクロロメタン	(mg/L)	0.02 以下	0.002 未満
	18 テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	19 トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	20 ベンゼン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	21 塩素酸	(mg/L)	0.6 以下	0.06 未満
	22 クロロ酢酸	(mg/L)	0.02 以下	0.002 未満
	23 クロロホルム	(mg/L)	0.06 以下	0.007

	項目	単位	水質基準値	27年度結果	
浄水処理の過程で生成される物質	24 ジクロロ酢酸	(mg/L)	0.04 以下	0.004 未満	
	25 ジプロモクロロメタン	(mg/L)	0.1 以下	0.01 未満	
	26 臭素酸	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満	
	27 総トリハロメタン	(mg/L)	0.1 以下	0.02	
	28 トリクロロ酢酸	(mg/L)	0.2 以下	0.02 未満	
	29 プロモジクロロメタン	(mg/L)	0.03 以下	0.008	
	30 プロモホルム	(mg/L)	0.09 以下	0.009 未満	
	31 ホルムアルデヒド	(mg/L)	0.08 以下	0.008 未満	
	32 亜鉛及びその化合物	(mg/L)	1.0 以下	0.01 未満	
	33 アルミニウム及びその化合物	(mg/L)	0.2 以下	0.04	
着色や水の味に関係する物質	34 鉄及びその化合物	(mg/L)	0.3 以下	0.03 未満	
	35 銅及びその化合物	(mg/L)	1.0 以下	0.01 未満	
	36 ナトリウム及びその化合物	(mg/L)	200 以下	12	
	37 マンガン及びその化合物	(mg/L)	0.05 以下	0.001 未満	
	38 塩化物イオン	(mg/L)	200 以下	16	
	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	(mg/L)	300 以下	55	
	40 蒸発残留物	(mg/L)	500 以下	120	
	泡立ち原因物質	41 陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.2 以下	0.02 未満
		42 非イオン界面活性剤	(mg/L)	0.02 以下	0.005 未満
	におい	43 ジェオスミン	(mg/L)	0.00001以下	0.000002
44 2-メチルイソボルネオール		(mg/L)	0.00001以下	0.000001未満	
基礎的性状	45 フェノール類	(mg/L)	0.005 以下	0.0005未満	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(mg/L)	3 以下	0.6	
	47 p H 値		5.8~8.6	7.5	
	48 味		異常でないこと	異常なし	
	49 臭 気		異常でないこと	異常なし	
	50 色 度	(度)	5 以下	1 未満	
	51 濁 度	(度)	2 以下	0.1 未満	
	52 残留塩素	(mg/L)	0.1 以上	0.4	

※水道 GLP について

GLP は「Good Laboratory Practice」の略で、優良試験所規範と訳されます。水質検査を適切かつ高精度に実施していることを公益社団法人日本水道協会が保証する制度で、水戸市水道部は平成23年に水道 GLP の認定を取得しています。

放射性物質について

平成24年4月「食品中の放射性物質の新たな基準値」が厚生労働省より設定されました。水道水の放射性セシウムは10ベクレル/kg以下とされ、水戸市の水はこの基準を満たしており、安心安全です。

鉛製給水管について

鉛製給水管をお使いのお客様へ

平成2年以前に建築された家屋では、鉛製給水管が使用されている可能性があります。この場合でも、通常の状態で使用されている水道水の鉛濃度は基準を下回り、健康上問題はありません。

なお、長時間留守にされた後や、朝一番の使い始めは、念のため最初の水をバケツ一杯程度飲用以外にご使用いただくことで、より安心してご利用いただけます。

水道部の取り組み

水道部では、水道水をより安全に安心してお客様にご利用いただくため、鉛製給水管をポリエチレン管等に取り替える工事を水道部の費用負担で、計画的に行っております。

また、水道本管の取替工事に併せた鉛製給水管の取替も行っております。

水道部が行う鉛製給水管の取替工事の例

- ① 水道部が地区を決めて計画的に鉛製給水管の取替工事を行うとき
- ② 古くなった水道本管の取替工事を行うとき
- ③ 鉛製給水管からの漏水で、修理するとき
- ④ 道路改良や下水道工事等と同時に工事を行うとき

※一部例外等もございます。ご了承ください。

※給水装置（メータは、除く）は個人の財産（所有物）です。

維持管理はお客様の責務になっております。

問合せ/給水課維持係 ☎231-4112

鉛製給水管の解消率

(平成25年度)
51.3%



目標値
(平成34年度)
100%



水道部からのお知らせ

口座振替新規加入 促進キャンペーン

昨年引き続き、今年も新規に口座振替を申し込まれた方の中から、抽選で400名様に景品が当たるキャンペーンを実施します。

期間／8月1日から11月30日

景品／クオカード

問合せ／料金課検針係 ☎ 231・4111



口座振替は1度ご登録いただければ、ご指定いただいた口座から自動振替により、お支払されますので、納入期限ごとにお支払いに出向く必要がなく大変便利です。



給水装置所有者の変更について

道路に布設してある配水管から分岐して、家庭まで引かれている水道管、止水栓、バルブ、蛇口などを「給水装置」といい、これらは私有財産です。給水装置が設置されている土地や建物の所有者が、相続、贈与、売買で変わったときは「給水装置所有者変更届」により手続きを行ってください。

問合せ／給水課給水係 ☎ 231・4112

笠原水源クリーン作戦にご参加ください。

清掃ボランティアを募集しています。歴史的にも貴重な財産である、黄門様ゆかりの笠原水源を次世代に引き継いでいくために、私たちと一緒に清掃活動に参加する方を募集します。皆様のご応募をお待ちしております。

日時／8月27日(出) 午前8時から10時まで

場所／笠原水源・竜頭栓周辺

対象／市内に居住または通勤・通学する方

※ただし小学生以下は保護者同伴

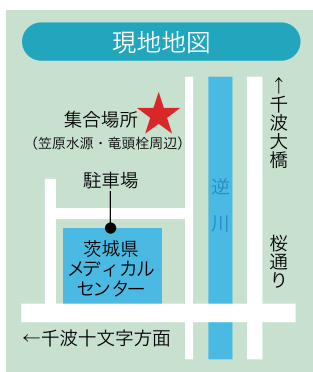
人数／30名程度

料金／無料

申込み／8月5日(金)までに、郵便・ファックスまたはEメールに、参加を希望される方の郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号を明記して、左記までお申し込みください。

※お預かりした個人情報、傷害保険加入の際に使用します。

問合せ／水道総務課経営企画係 ☎ 231・4115



【申込先】
〒310-0805
水戸市中央 2-7-33
水戸第一ビル
水道部水道総務課経営企画係
「笠原水源クリーン作戦」
担当行
FAX：231-8396
Eメール：water.general@city.mito.lg.jp

水道メータの検針にご協力を

一般家庭のメータの検針は、委託検針員が2か月ごとにお伺いします。

○犬などのペットはメータボックスや出入り口から離してつないでください。

○メータボックスの上に車を止めたり、物を置いたりしないでください。家の増改築などでメータが床下になるときは、指定給水装置工事業者に依頼し、検針しやすい場所に移設してください。



お問い合わせ・ご相談

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話	お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話
水道料金や支払方法について	お客様受付センター	231-4111	水道の故障や修理について	給水課・維持係	231-4112
水道の使用開始・中止の申込み			道路上の漏水を見つけたとき		
水道の使用量やメータ検針について			給水装置の所有者の変更		
断水工事について	水道整備課・管理係	231-4113	水道の新設・改造・撤去・直結給水について	給水課・給水係	
水道事業の経営・出前教室について	水道総務課・経営企画係	231-4115	水道の指定工事店について	給水課・管理係	
水道水の水質検査について	浄水管理事務所	229-7141	赤水やにごり、出水不良について		
浄水場の見学申込み			ビルなどの受水槽について		

※漏水・断水・濁りなどの緊急の場合は、休日・夜間も受け付けています。(231-4111 ~ 4115)

この広報紙へのご意見やご感想をお寄せください。

水道総務課 e-mail: water.general@city.mito.lg.jp

